

【中間見直し版】

鹿屋市一般廃棄物処理基本計画

～持続可能な循環型社会の実現を目指して～

令和7年3月
鹿 屋 市
kanoya City

目

次

第1章 計画策定の基本的事項

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
1	計画の位置付け	2
2	計画対象地域	3
3	計画の構成	3
4	計画対象廃棄物	3
5	計画の目標年度	4
6	計画の視点	4
第3節	地域の概況	5
1	市の概況	5
2	市の人口	6
3	市の産業	7
第4節	計画のフォローアップ	9
1	計画の見直し	9
2	推進体制	9
3	進行管理	9
第5節	地球温暖化防止対策への配慮	10
1	留意事項	10
2	地球温暖化防止への配慮	10
3	地球温暖化防止の三者による取組と市民への啓発	10

第2章 ごみ処理基本計画

第1節	基本理念・方針	11
1	基本理念	11
2	基本方針	12
3	広域的取組の推進	12
第2節	ごみ処理の現状及び課題	13
1	ごみの処理の現状	13
2	ごみ処理の課題	14

第3節	ごみ処理基本計画の内容	15
1	排出量削減目標	15
2	資源物を除く排出量削減目標	15
3	ごみの発生量及び処理量の見込み	15
4	責務	16
5	ごみの適正な処理に関する基本的事項	17
6	周知・啓発及び連携	19
第4節	その他の施策	20
1	不法投棄・不適正処理対策	20
2	市で処理できない適正処理困難物の周知	20

第3章 生活排水処理基本計画

第1節	生活排水処理基本計画の基本方針	21
1	基本理念	21
2	基本方針	21
第2節	生活排水の処理状況	21
1	処理形態別人口の推移	21
2	し尿及び浄化槽汚泥排出状況	21
3	収集・運搬	22
第3節	公共下水道事業概要	22
第4節	集落排水・浄化槽事業概要	22
第5節	生活排水処理計画	23
1	公共下水道及び合併処理浄化槽等の処理計画	23
2	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	23
3	処理計画達成のための諸施策	24

第4章 災害廃棄物処理計画

計画策定の趣旨	25
---------	----

【参考資料：別途目次】	26～37
-------------	-------

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

今日のわたしたちの社会では、地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、地球温暖化の危機や資源浪費による危機など様々な問題に直面しています。

世界的には、2015年9月の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)が2030年までの国際目標として定められました。17のゴールとそれらを達成するための具体的な169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓うものです。

この中で、ゴール12「持続可能な消費と生産パターンの確保」として、世界全体の一人あたり食料の廃棄を半減させることや廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することとしています。

我が国においても、これらの環境問題を解決し、豊かな自然環境を次の世代へ引き継いでいくために、2016年には、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」の設置と実施指針の決定がなされ、「8つの優先課題」等を定めました。

常に持続可能な社会の構築に向けて、低炭素社会や自然共生社会に向けた組織と統合した取組、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会のライフスタイルを見直し、資源やエネルギーを効率的に使用することで、環境負荷ができる限り低減される。いわゆる循環型社会の実現を図ることを目指すものです。

鹿屋市(以下、「本市」という。)においては、鹿屋市一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という。)を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に基づき、鹿屋市における生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うことを目的に計画しております。

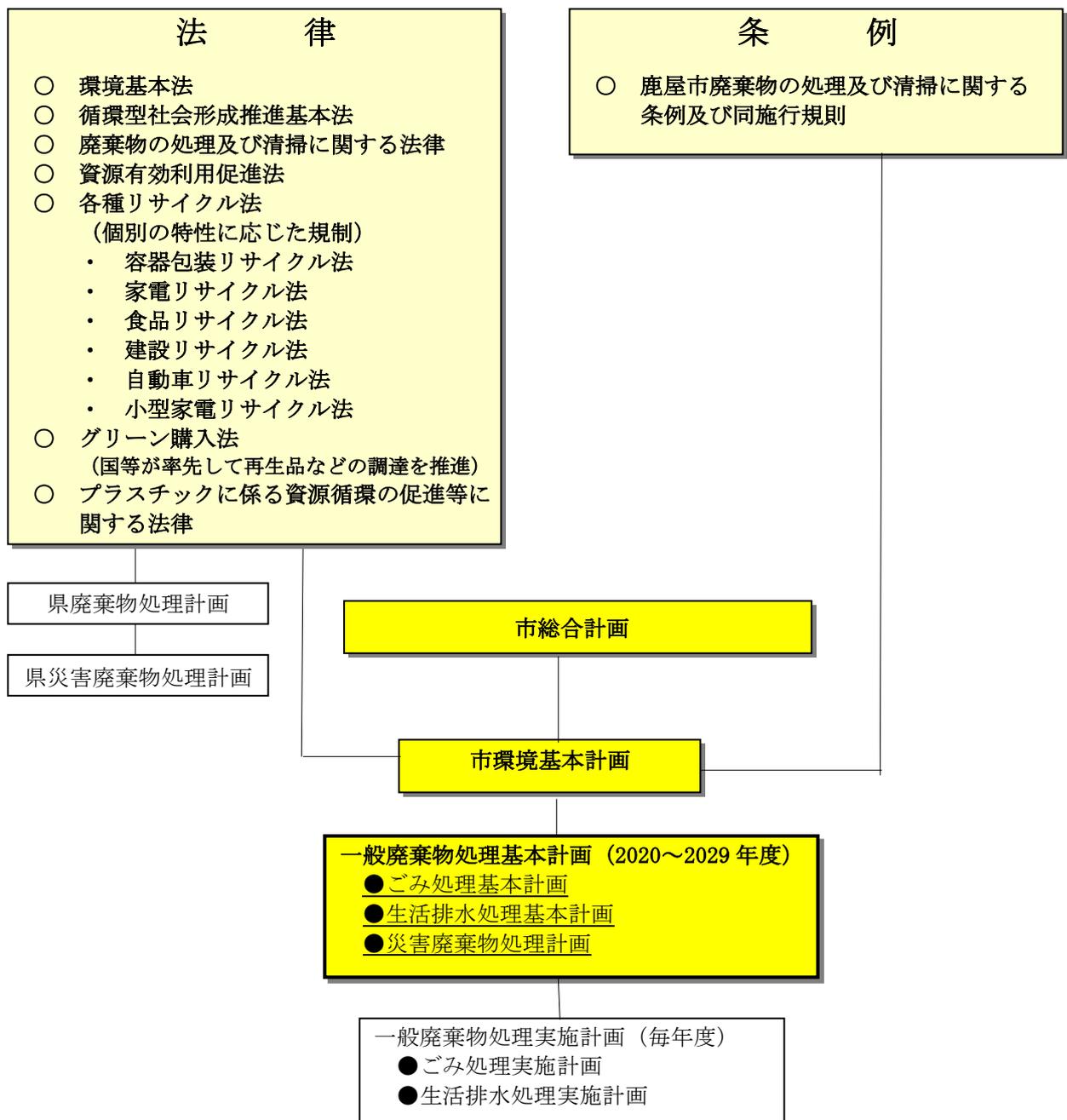
前計画は、2010年(平成22年)に策定し、2015年(平成27年)に見直しを行い、期間満了となりました。今回は、2020年(令和2年)から10年間を計画期間としており、一般廃棄物の現状や将来の動向を踏まえ、自然環境にやさしいまちづくりの推進を目指し、ごみ減量化施策の基本である4Rの取組はもとより、ごみ処理及び生活排水処理の適正処理を計画的に図るための指針として策定いたしました。

第2節 計画の位置付け

1 計画の位置付け

この計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の各種法律や「鹿屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同施行規則」、「鹿屋市総合計画」、「鹿屋市環境基本計画」を基に、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるものであり、本計画の実施のために必要な事項については、毎年度策定する「鹿屋市一般廃棄物処理実施計画」において定めることとします。

なお、関係図（以下の表）には、「グリーン購入法」、「災害廃棄物処理計画」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」も新たに追加記載しております。



2 計画対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

3 計画の構成

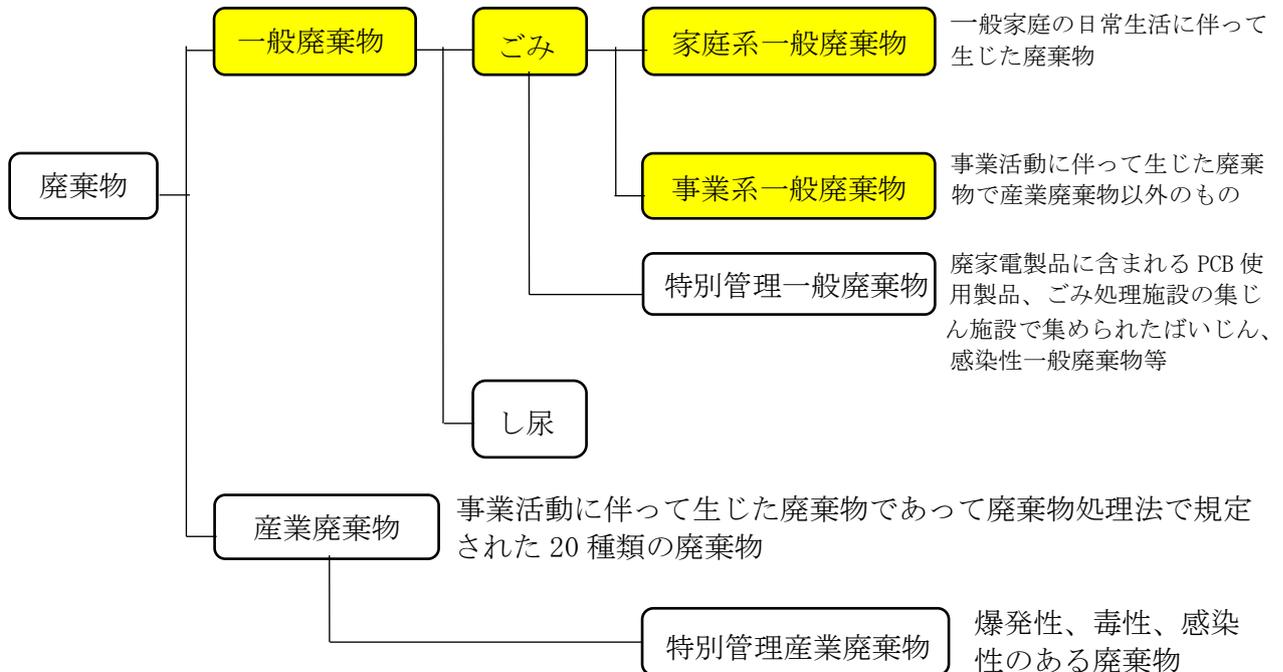
本計画は、「ごみ処理基本計画」、「生活排水処理基本計画」、「災害廃棄物処理計画」で構成します。

計画の構成



4 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、市全域で発生する一般廃棄物とします。



※ 一般廃棄物の処理については、資料編 P27 「1 一般廃棄物の処理形態」に記載。

5 計画の目標年度

本計画の期間は令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とします。
 また、中間目標年度を令和6（2024）年度とし、中間見直しを行いました。
 なお、社会経済情勢等の変動により計画策定の前提となる諸条件に大きな変更があった場合には、随時計画の見直しを行います。

計画の目標年度									
令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
計 画 初 年 度	→			中 間 目 標 年 度	→				計 画 目 標 年 度

6 計画の視点

本計画は、前計画（平成22年3月策定）に引き続き、快適な生活環境の形成と廃棄物の処理を適正に行うために、市民・事業者・行政がそれぞれの適切な役割分担を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指していきます。

今回は、これに加えて計画策定の趣旨でも取り上げたように、国連総会で目標として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や気候変動に関する「パリ協定」採択などの潮流を受けて、新たな文明社会を目指す時代の転換点と捉えた計画のアプローチをしていく必要があると考えているところです。

これらを背景に、2024年5月に環境省では、「第6次環境基本計画」を策定しており、地方においても、将来にわたり質の高い生活が確保されるような施策を促しているところである。

これらを踏まえ、本市では前計画でも取り組んできた「4R活動」の推進と共に、「市民一人ひとりのライフスタイル・ビジネススタイルの見直し」や「生産・消費・使用・廃棄・処理」における持続可能な社会づくりをより一層推進してまいります。

また、アパート・マンション等の住宅建設や事業所進出に伴う都市化の進展により、一般家庭や事業所等からの排水の増加や河川等への負荷を与えている状況は、前計画時と同様な課題であり、本市の生活排水処理については、公共下水道及び小型合併浄化槽の設置を中心に、各生活排水処理施設の整備を引き続き推進し、公共水域の水質保全に努めてまいります。

これらを踏まえ、市民への周知啓発等を視野に入れた生活排水対策の必要性について理解と協力を求め、河川水質汚濁防止やより清潔で潤いのある良好な生活環境の確保を目指してまいります。

また、地球規模で取り組む課題である「地球温暖化問題」にも配慮するために、「鹿屋市環境基本計画」と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出量の削減についても意識の徹底や新エネルギーの活用を促進した地球にやさしいまちづくりを進めてまいります。

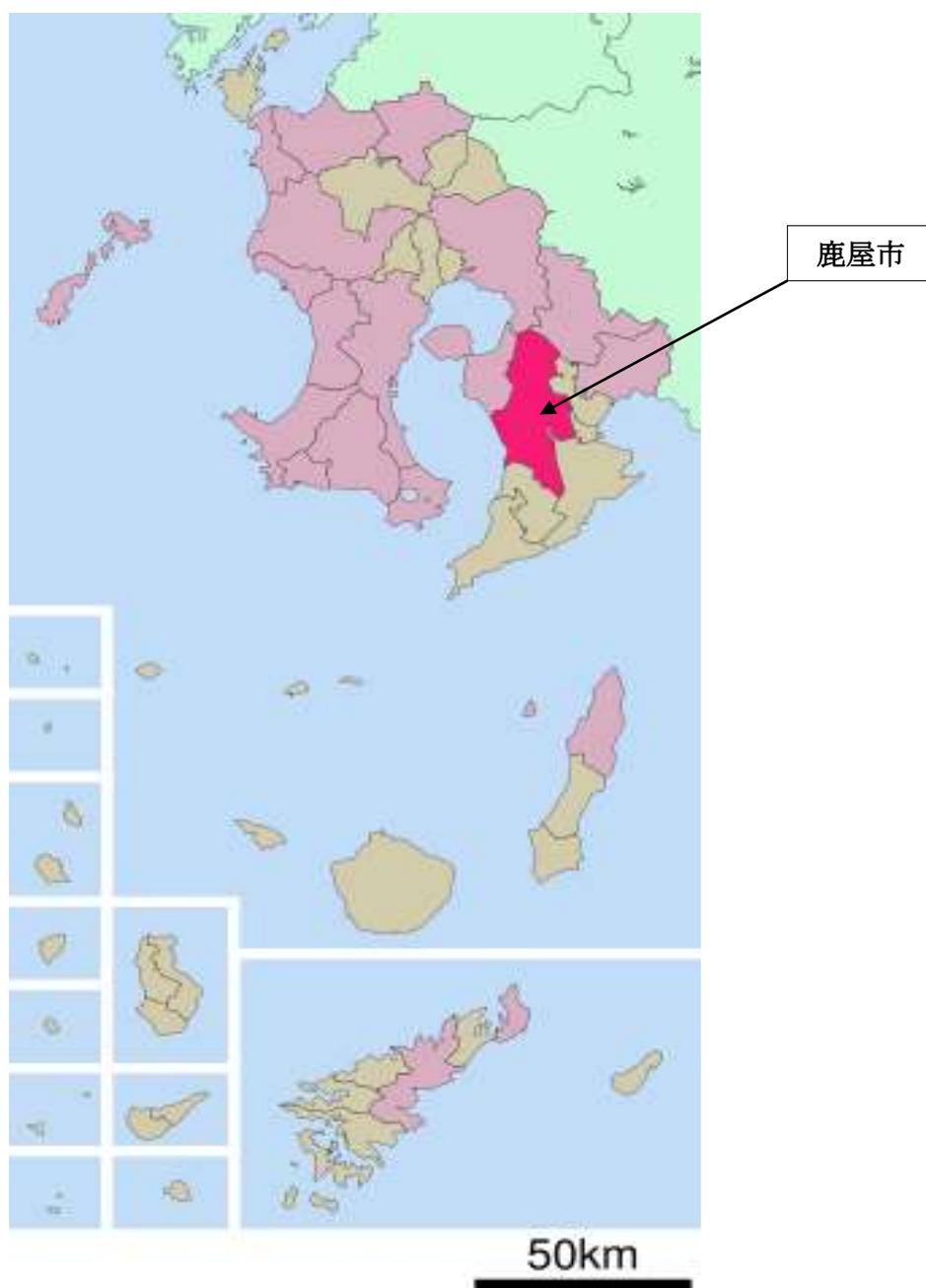
第3節 地域の概況

1 市の概況

2006年（平成18年）1月に「新鹿屋市」として合併した本市は、本土最南端へ伸びる大隅半島の中央部に位置しています。

温暖な気候や豊かな自然環境のもと、第一次産業を基幹産業として、「未来につながる健康都市」として発展し、観光・歴史・文化等の多様な地域資源・特性に恵まれています。

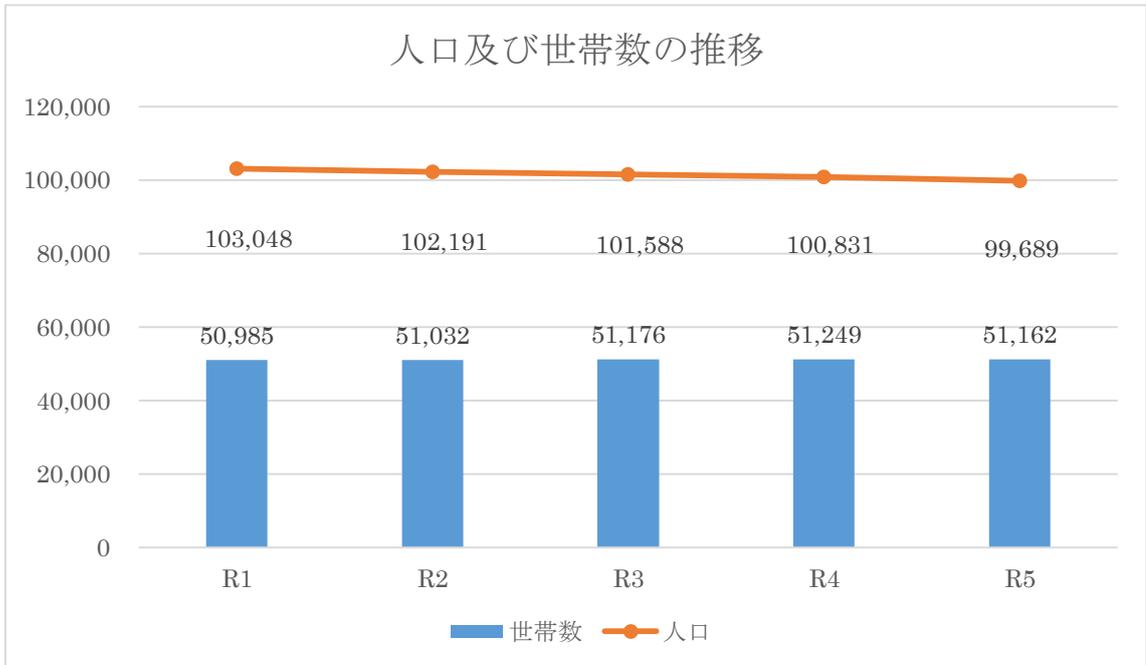
市域は東西20km、南北41kmとなり、面積は448.15km²です。市域北部には、日本の自然百選にも選ばれている壮大な高隈山系が連なり、市域南東部には肝属山地（国見山地）との間に笠野原台地（シラス台地）や肝属平野が広がり、市域中央部にかけて平坦地が続いています。市域西部には、錦江湾に面した美しい海岸線が見られます。さらに、市域南部は神代三山陵の一つである吾平山上陵を有する山林地帯となっています。



2 市の人口

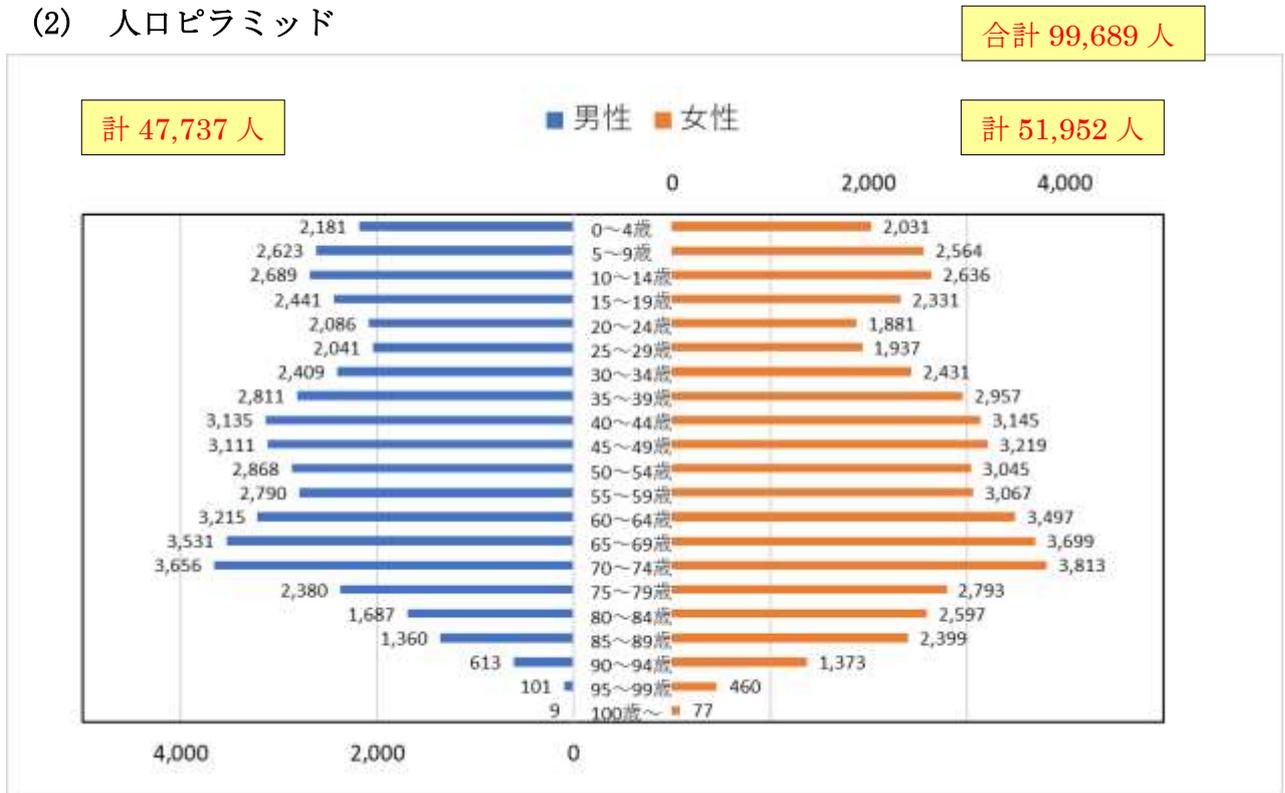
(1) 人口及び世帯数の推移

本市の人口は、令和5（2023）年9月末日現在で、99,689人で、世帯数は51,162世帯です。なお、同年の1世帯当たりの人員は1.9人です。



出典：住民基本台帳月報（各年9月末日現在）

(2) 人口ピラミッド



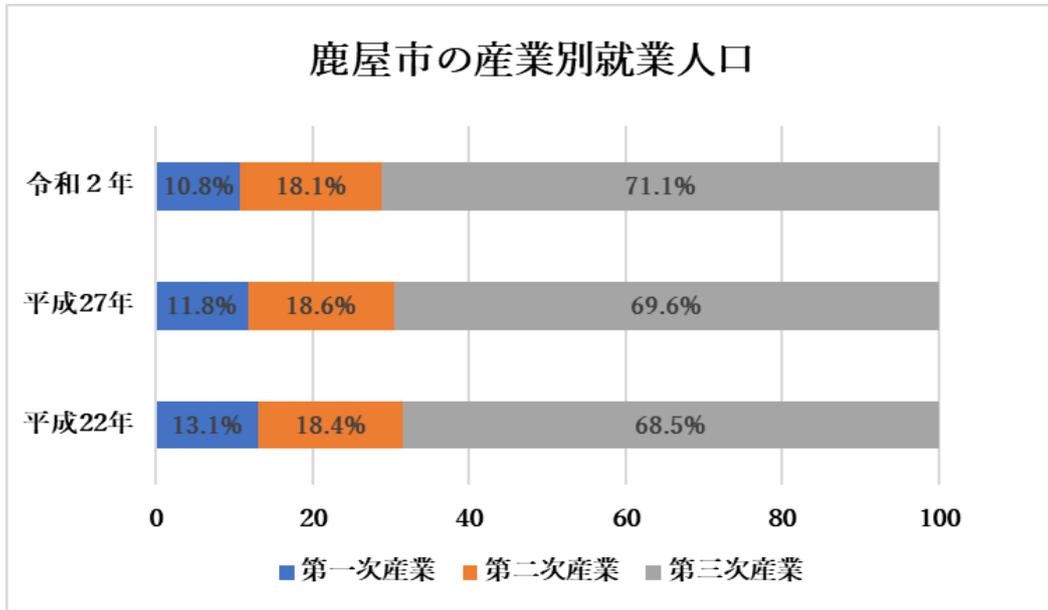
出典：住民基本台帳月報（令和5年9月末日現在）

3 市の産業

(1) 産業別人口

本市においても、第3次産業の比重が全国と同様に増加している一方で、基幹産業である第1次産業の比重が減少してきています。

(単位：%)



項目		第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
令和2年	就業者数(人)	5,476人	9,170人	36,034人	50,680人
	構成比(%)	10.8%	18.1%	71.1%	100%
平成27年	就業者数(人)	5,330人	8,444人	31,581人	45,355人
	構成比(%)	11.8%	18.6%	69.6%	100%
平成22年	就業者数(人)	5,967人	8,373人	31,201人	45,541人
	構成比(%)	13.1%	18.4%	68.5%	100%

出典：国勢調査（※分類不能は除く）

(2) 事業所数及び従業者数の推移

事業所及び従業者数の推移（全事業所）

（単位：人）

業種	平成24年		平成28年		令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農林漁業	175	1,298	174	1,426	191	1,660
鉱業、採石業、砂利採取業	5	23	5	16	5	17
建設業	418	3,285	399	3,037	360	2,985
製造業	287	4,807	281	4,604	244	4,602
電気・ガス・熱供給・水道業	3	161	5	221	18	173
情報通信業	26	110	24	123	22	131
運輸業、郵便業	73	1,672	72	1,161	67	1,272
卸売業、小売業	1,326	8,924	1,305	9,159	1,174	8,724
金融業、保険業	90	876	88	841	80	820
不動産業、物品賃貸業	161	593	150	521	127	470
学術研究、専門・技術サービス業	180	655	190	708	185	847
宿泊業、飲食サービス業	616	3,637	612	3,429	520	3,046
生活関連サービス業、娯楽業	499	1,970	484	1,965	432	1,501
教育、学習支援業	134	1,111	128	1,104	155	2,495
医療、福祉	380	7,503	463	8,962	474	10,436
複合サービス事業	58	624	54	826	50	654
サービス業	320	1,706	288	1,963	293	1,727
公務	—	—	—	—	46	3,334
総数	4,751	38,955	4,722	40,066	4,443	44,894

- (備考) 1 平成24年 …… 経済センサスー活動調査 (H26.2.26更新)
 2 平成28年 …… 経済センサスー活動調査 (H30.6.28更新)
 3 令和3年 …… 経済センサスー活動調査 (R6.6.25更新)
 4 全事業所のうち農林業に属する個人経営の事業所、および家事サービス業を除く
 5 公務については経済センサスー活動調査では対象外 (平成24年、平成28年)

(出典) 事業所・企業統計調査、経済センサスー活動調査〔総務省 統計局〕
 (事業所・企業統計調査は、平成21年から経済センサスに統合されました。)

第4節 計画のフォローアップ

1 計画の見直し

本計画は、施設整備の必要性や法基準など社会情勢の変化に対応するため、策定後おおむね5年ごとに見直しを行います。

2 推進体制

本計画は、市だけの取組で推進できるものではなく、市民、事業者及び行政の3者が協働することによって初めて達成されます。これにより、循環型社会の実現が可能になります。

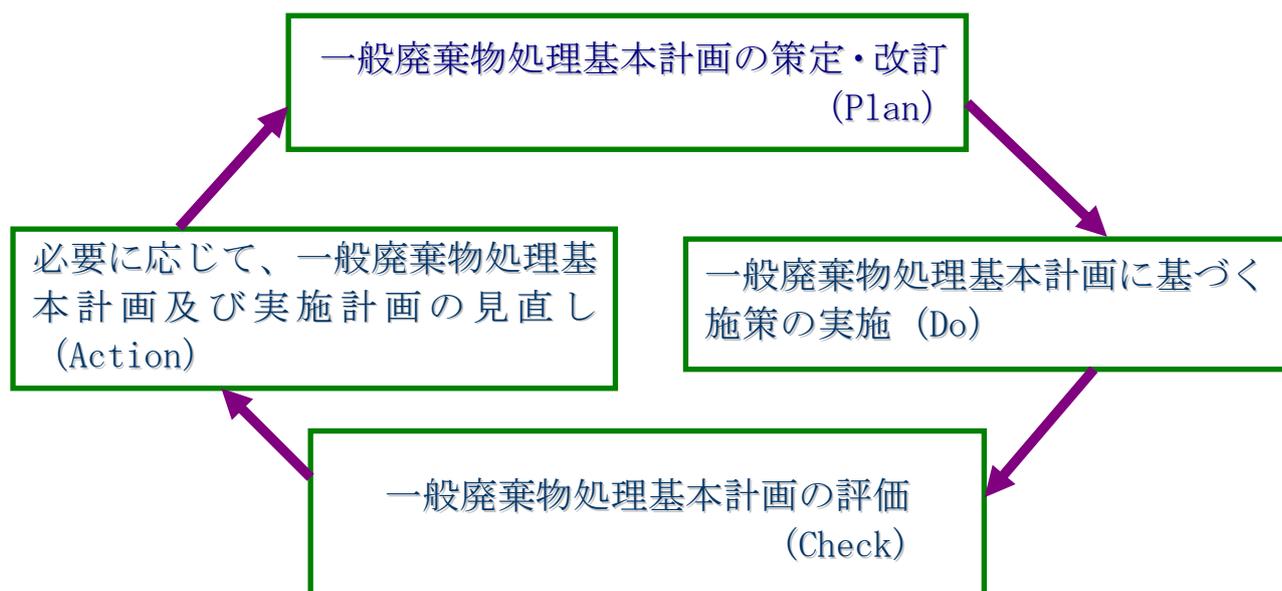
また、全国的な対応が必要と思われることについては、近隣の自治体と連携し、国・県に対する働きを行います。

なお、本計画で掲げている目標を達成するために、ごみ発生量や質の変化、社会情勢の変化などに柔軟に対応できるような体制を構築します。

3 進行管理

この計画を実効性のあるものにするため、取組状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行います。

そのため、本計画はPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。



第5節 地球温暖化防止対策への配慮

1 留意事項

計画策定にあたり、地域のごみ処理のみならず、地球温暖化防止の観点等の地球規模における環境保全の視点も検討し、計画を推進します。

2 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）8条に基づき、2016年5月に「地球温暖化対策計画」が、閣議決定され、廃棄物処理における取組では、3Rの推進や廃棄物処理施設等における省エネルギー対策、ごみの収集運搬時に発生する温室効果ガスの排出抑制の推進が掲げられました。

これを受けて、環境省では、2016年9月に「ごみ処理基本計画策定指針」を打ち出した経緯があります。

このような中、国は、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標「2050年カーボンニュートラル」を宣言して、脱炭素化の取組を推進しており、本市でも、令和4年2月に2050年までに市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにし、地域全体で脱炭素社会の実現を目指す「ゼロカーボンシティかのや」を宣言しています。

本市では、「循環型社会形成」実現のために、従来から取組んでいる「ごみの発生を断つ（Refuse）、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）」の4R運動をより一層推進するとともに、令和6年3月に策定したゼロカーボンシティかのや推進計画に基づき、各種施策を展開していくことで、温室効果ガス排出量削減を推進してまいります。

3 地球温暖化防止の三者による取組と市民への啓発

地球温暖化防止の推進を図るために、「第2次鹿屋市環境基本計画」との整合性を図りつつ、市民、事業者、行政が一体となった三者による取組が必要とされます。

そのためには、市民一人ひとりが意識を持って取り組むことが不可欠であることから、本市広報やホームページ等で広く周知・啓発を図ってまいります。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念・方針

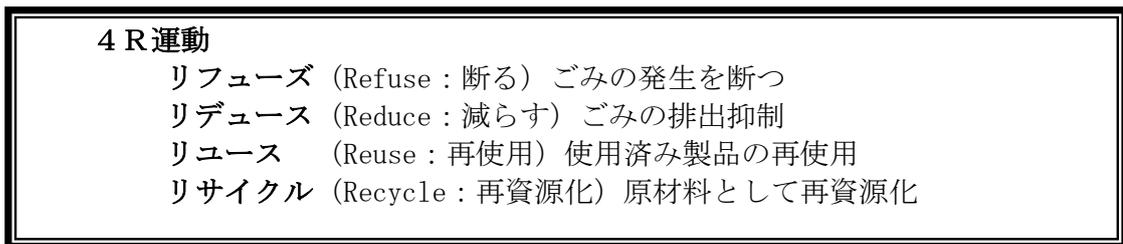
ごみ処理基本計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針であり、ごみの排出抑制及び発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるための基本的事項を定めます。

1 基本理念

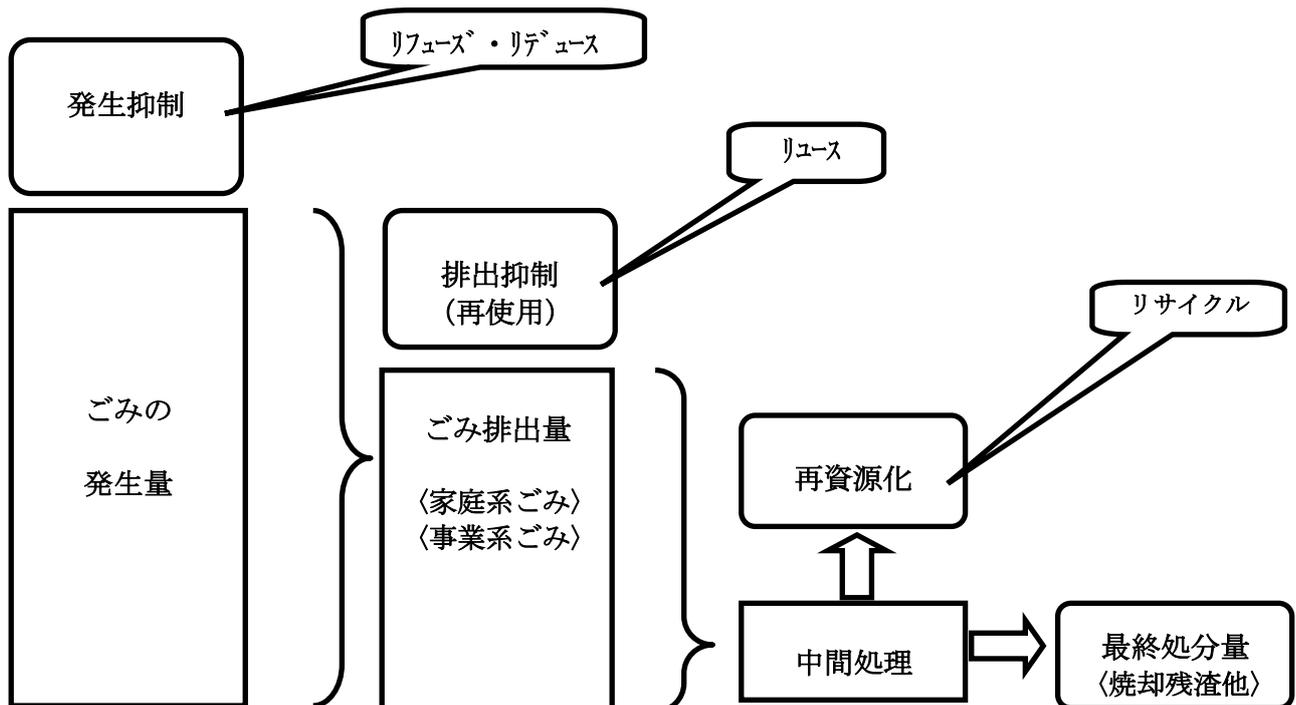
本計画は、「循環型社会の形成」に向けてのごみ処理の計画を定めるものであり、基本理念として本市が目指すべき廃棄物処理のあり方を定めます。

廃棄物の排出抑制、再生利用等によるごみの減量化を促進するには、市民、排出事業者及び行政が、それぞれの適切な役割分担を踏まえた取組を積極的に行うことが必要であり、これらの取組は、関係者が相互に連携することによりさらに効果を上げることができます。

また、鹿屋市で従来から取組んできている**4 R運動**を通じて、本地域における『**循環型社会の構築、快適な生活環境の保全及び廃棄物の適正な処理**をより一層推進する』ことを基本理念とします。



4 R運動の流れ



2 基本方針

本市のごみ処理に関する施策を総合的・計画的に推進するために、「鹿屋市総合計画」や「第2次鹿屋市環境基本計画」の上位計画等を踏まえて、市民・事業者・行政が協働して環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会形成を目指すこととします。

循環型社会の形成に向けた国の基本方針だけでなく、地域の実情に配慮した施策も盛り込みながらごみ減量・リサイクルに取り組みます。

「市民・事業者・行政が協働し、廃棄物の発生抑制や、資源の再利用・リサイクル及び適正処分に努め、循環型社会の形成を目指します」

(1) 4R運動に基づく廃棄物処理システムづくりの構築

循環型社会を構築するために、断る「Refuse(リフューズ)」・減らす「Reduce(リデュース)」・再使用する「Reuse(リユース)」・再資源化「Recycle(リサイクル)」をさらに強力に推進します。

(2) 環境負荷の少ない安心・安全な廃棄物処理システムの構築

ごみの排出抑制、分別区分、ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまでの、安心して安全な環境負荷の少ないシステムを推進します。

(3) 市民・事業者・行政の役割分担による廃棄物処理システムの構築

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、3者のパートナーシップに基づき廃棄物の処理を行います。

(4) 財政負担を軽減することを考慮した事業運営の構築

ごみ処理費用や収集・運搬から中間処理、そして最終処分に至までのごみ処理施設の維持費等費用が増大する中で財政負担を軽減するような事業運営を推進します。

3 広域的取組の推進

ごみの処理に関する事業の実施に当たっては、適正な環境利用や処理を進める上での必要性を踏まえ、肝属地区2市4町との連携による広域的な取り組みを図ります。

第2節 ごみ処理の現状及び課題

1 ごみの処理の現状

(1) ごみの発生構造と処理について

本市において排出されるごみは、大きく分けると「家庭系ごみ」「事業系ごみ」になります。

・一般廃棄物の処理形態	→資料編 P27 参照
-------------	-------------

(2) 収集・運搬

ア 収集対象地域

本市全域を計画処理地域及び収集対象地域としています。

イ 収集人口

行政地域人口＝計画処理地域内人口＝計画収集人口より、令和6年9月末日現在で98,669人となっています。

・本市の収集の現状	→資料編 P28 参照
・収集・運搬経費	→ //

(3) 中間処理

ア 中間処理方法

本市では、各ごみの中間処理は次のようになっています。

可燃ごみ：「肝属地区清掃センター」の熱回収施設で焼却処理しています。

不燃ごみ：「肝属地区清掃センター」のリサイクルセンターで選別され一部資源化されています。

資源物：委託業者で中間処理されリサイクルしています。

イ 中間処理施設の概要

・中間処理施設の概要	→資料編 P29 参照
------------	-------------

(4) 最終処分

肝属地区清掃センターで焼却された残渣物は「大隅肝属広域事務組合」の管理する最終処分場で埋め立て処分を行っています。

(5) ごみの排出量

ごみの発生量は、やや減少傾向にあるもののほぼ横ばいで推移しており、令和5年度で31,067tと3.3%の減少（前年比）となっています。

・ごみ発生量の推移	→資料編 P30 参照
・収集ごみの1人1日平均排出量	→ //
・ごみ搬入の内訳	→資料編 P31 参照
・資源物搬入の内訳	→資料編 P32 参照

2 ごみ処理の課題

(1) 発生抑制、再利用・再資源化

本市においては、ごみ減量・リサイクル施策の市民啓発の一つである4R運動の徹底を基調として、市民のライフスタイルの改善、日常生活におけるごみの減量・リサイクルの推進を図っていますが、実際に行動に結びつけていくために市民の意識高揚等が必要です。

本市のごみ排出量の約7割は、可燃ごみとなっており、家庭ごみの組成調査結果では、可燃ごみの約4割が生ごみとなっていることから、生ごみ削減の取組を重点的に進める必要があります。

また、4R運動（第2章基本理念）の徹底を市民に対して求めるのみでなく、事業所と市との協働のもとに推進していくべきであり、事業所に対して理解を求めていくことが重要となります。

(2) 収集・運搬

ごみの収集・運搬については、市民に直結し、より身近な業務として、それぞれの地域ごとに家庭系ごみや資源物の収集運搬業務を委託しています。

この収集運搬業務委託を継続かつ安定的に、しかも迅速・円滑に履行するような資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しなければなりません。相手方の選定・契約の方法については、統一した収集運搬業務委託の基準を設けるなどの整理が必要となります。

第3節 ごみ処理基本計画の内容

1 排出量削減目標

- 平成30年度（基準年度）：855.2 g／人・日（実績）
- 令和2年度（計画初年度）：845.0 g／人・日
- 令和6年度（中間目標年度）：809.0 g／人・日
- 令和11年度（目標年度）：780.0 g／人・日

2 資源物を除く排出量削減目標

- 平成30年度（基準年度）：740.5 g／人・日（実績）
- 令和2年度（計画初年度）：725.0 g／人・日
- 令和6年度（中間目標年度）：681.0 g／人・日
- 令和11年度（目標年度）：641.0 g／人・日

3 ごみの発生量及び処理量の見込み

ごみ発生量の実績及び将来予測

区分／年度	単位	平成30年度 （基準年度）	令和5年度		令和6年度 （中間目標年度）	令和11年度 （目標年度）
			目標	実績		
行政地域内人口	人	103,695	100,776	99,632	100,457	98,931
計画処理地域内人口	人	103,695	100,776	99,632	100,457	98,931
計画収集人口	人	103,695	100,776	99,632	100,457	98,931
ごみ排出量	t／年	32,367	31,089	31,068	29,663	28,166
家庭系ごみ	t／年	21,588	20,040	21,459	19,756	18,950
可燃ごみ	t／年	16,444	14,854	15,978	14,567	13,645
不燃ごみ	t／年	485	449	621	441	417
資源物	t／年	2,980	3,184	2,906	3,220	3,444
粗大ごみ	t／年	1,679	1,553	1,954	1,528	1,444
その他ごみ	t／年	266	240	356	235	227
可燃ごみ	t／年	54	49	314	48	46
不燃ごみ	t／年	15	14	1	13	13
粗大ごみ	t／年	197	177	41	174	168
事業系ごみ	t／年	10,513	9,809	9,253	9,672	8,989
可燃ごみ	t／年	8,371	7,628	7,858	7,485	6,750
不燃ごみ	t／年	245	229	243	225	209
粗大ごみ	t／年	538	502	221	495	460
資源物	t／年	1,359	1,450	931	1,467	1,570

4 責務

(1) 市民の責務

ア 生ごみの減量・リサイクル対策

生ごみについては、3キリ運動の推進による食べ残しや食料品屑等を減らす排出抑制を行うとともに、各家庭での堆肥化や、市内に設置している生ごみバケツへ排出することにより、生ごみの削減に努めるものとします。

イ 再利用・再資源化の推進

発生抑制によって、ある程度減量化された後、排出されたごみの中には、再度利用できるものや資源としてリサイクルできるものがあり、再利用・再資源化に努めるものとします。

ウ 有料指定ごみ袋制

有料指定ごみ袋を使用し、発生抑制・排出抑制に努めるものとします。

有料指定ごみ袋制度のサイズ・価格

区	分	手	数	料
可燃ごみ（透明青文字）	市指定袋 大	1枚あたり		33円
	市指定袋 中	1枚あたり		21円
	市指定袋 小	1枚あたり		13円
不燃ごみ（透明赤文字）	市指定袋 大	1枚あたり		33円
	市指定袋 中	1枚あたり		21円
	市指定袋 小	1枚あたり		13円

エ 分別の更なる徹底

ごみの適正処理及び資源回収を効率的に実施するため、分別の徹底、ごみの排出マナーの遵守及びごみステーションの適切な維持管理に努めるものとします。

オ マイバック運動の推進

買い物際にはマイバックを持参し、贈り物等の際にも簡易包装に心がけ、過剰包装の自粛に努めるものとします。

カ 食用廃食油の回収

家庭での使用済みの食用廃食油の河川等への流入による汚染防止のため、市内に設置してある廃食油回収ポストへ持ち込むこととし、同時にリサイクルに努めるものとします。

(2) 事業者の責務

ア 廃棄物の適正処理の実施

事業活動に伴い排出した廃棄物の処理にあたっては、自らの責任において、適正に処理する義務があり実践するものとします。

イ 廃棄物の減量化

事業活動に伴って排出する廃棄物の削減及びごみを出さない事業活動の実践に努めるものとします。

ウ 事業所における再生品等の利用促進

事業所が使用する事務用品等においては、エコマーク、グリーンマーク等環境に優しい物品の使用に努めるものとします。

エ 自主回収や再資源化の推進

リサイクルを行いやすい材質及び構造をした包装材の使用に努めるものとします。

(3) 行政の責務

ア 収集運搬・適正処理

ごみステーションに出されたごみを収集運搬し、適正な処理に努めます。

イ 市民への普及啓発、情報提供

ホームページや広報誌に加え、アプリ等を活用した情報提供を行うとともに、出前講座やイベント時における普及啓発を図り4R運動を実践します。

ウ 排出事業者及び処理業者への指導

排出事業者及び処理業者への事業系一般廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正処理の指導を図ります。

エ ごみの排出抑制と再生品等の購入・調達の促進

庁舎や公共施設でのごみの排出抑制、分別の徹底、環境に優しいエコマーク、グリーンマーク製品の購入に努めます。

5 ごみの適正な処理に関する基本的事項

ごみの中には発生抑制及び再利用・再資源化を行っても必ず処分しなければならないごみがあります。

ごみ処理・処分は、衛生上や公害防止の面で特に配慮が必要なものです。そのために、廃棄物処理法をはじめとする環境法令を遵守し、下記に従い適正な処理に努めていきます。

(1) ごみ処理主体

本市における一般廃棄物の処理主体は以下に示します。

本市ごみ処理の主体

区分		収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	委託	広域組合	広域組合
	不燃ごみ			
	粗大ごみ	直接搬入・許可	広域組合	広域組合
	資源物	委託	委託	(リサイクル)
事業系ごみ	可燃ごみ	許可	広域組合	広域組合
	不燃ごみ			
	粗大ごみ			
	資源物	許可	(リサイクル)	

(2) 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬については、業務の継続的・安定的遂行及び地元業者の育成を基本とし、適正な収集・運搬の確保を図ります。

家庭系ごみ、事業系ごみの収集・運搬は、下表のとおり委託及び許可により行っていくものとします。特に、収集・運搬中におけるごみの落下や汚水の散乱が生じないように、衛生管理に十分注意し、安全確認、交通安全に努め、事故防止を図ります。

ア 家庭系ごみ（委託：但し、粗大ごみを除く）

(ア) 収集対象物

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物の3種を収集対象物とします。

(イ) 収集区域の範囲

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物は全域収集とします。

(ウ) 収集回数

可燃ごみは週2回、不燃ごみは月1回、資源物は月2回、プラスチック類は月3回となります。ただし、一部地区では不燃ごみ及びプラスチック類は月2回となります。

(エ) 収集方式

ごみステーション方式による収集とします。ステーション数及び設置場所については、町内会との連携のもと適宜見直しを行います。

(オ) 収集運搬

収集運搬業務については、委託業務とします。委託相手方については、鹿屋市収集運搬業務委託の基準に基づき、安定的かつ組織的な業務を遂行できる業者を選定することとします。

分別収集	収集回数	収集体制	収集方式	排出容器
可燃ごみ	2回/週	委 託	ステーション方式	有料指定ごみ袋
不燃ごみ*	1回/月			半透明レジ袋 透 明 袋
資 源 物	2回/月			透 明 袋
プラスチック類*	3回/月			
* 粗大ごみ	直接搬入、許可業者による収集・運搬			

*一部地区の収集回数は、不燃ごみ及びプラスチック類は2回/月

イ 事業系ごみ（許可）

ごみ減量のための4R運動を実行し、ごみの発生量が減少していること、また、ごみ排出事業所数が減少しているなか収集運搬体制は現在の体制で十分確保されています。さらに、ごみ排出量の減少傾向に加え、将来人口減少も予測されることから、一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在の収集運搬体制内で維持してまいります。その運用に当たっては、鹿屋市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する取扱要綱及び許可基準に基づき、適正な収集運搬体制を確立いたします。

分別収集	収集回数	収集体制	収集方式	排出容器
可燃ごみ				直接搬入、許可業者による収集・運搬
不燃ごみ				
資 源 物				
粗大ごみ				

(3) 中間処理

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、平成20年4月に稼動した大隅肝属広域事務組合の肝属地区清掃センターで処理します。不燃ごみ、粗大ごみは、肝属地区清掃センターのリサイクルセンターで破碎選別した後、可燃ごみと共に熱回収施設で焼却処理を行います。資源物については中間処理した後、リサイクルします。

(4) 最終処分

肝属地区清掃センターで、中間処理された後に残る飛灰、不燃残渣及び粉碎不適物は、肝属地区最終処分場で埋立処分を行います。

6 周知・啓発及び連携

市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たし、共生協働のもと、一体となっただごみ減量・リサイクルへの取組を実践します。

(1) 周知・啓発

周知・啓発活動としては、広報誌・回覧板・パンフレット・かのやライフ（スマホアプリ）等による広報、また環境に関する講演会の開催、ごみ分別説明会の実施、環境イベントの開催及び施設見学等による啓発を行います。

今後本市においては、これらの方法に加え、第2次鹿屋市環境基本計画に基づき周知・啓発を行っていきます。

(2) 連携

情報、知識、意志の疎通がスムーズに図れる連携を図ります。

ア 市民・事業者・行政との連携

それぞれが責務を果たした連携を図ります。

イ 回収業者との連携

本市の回収業者とその事業内容を把握し、連絡網を構築します。

ウ 近隣自治体との連携

近隣自治体の清掃、環境担当者と定期的な情報交換及びごみ処理の広域的な取組の連携を推進します。

エ 国・県との連携

国や県との密接な連絡を取り、情報の提供やアドバイスを受けるとともに資源化ルートの確立や逆流通システムづくりの要請を行います。

オ イベントによる交流

リユース品回収や講演会、地域の一斉清掃などのイベントを通じて市民と自治体、住民相互の交流を図ります。

第4節 その他の施策

1 不法投棄・不適正処理対策

本市では、市内で発生する不法投棄を未然に防止するため、年間を通して市内全域の巡回パトロールを実施するとともに、ごみの排出されやすい時期を「不法投棄防止強化月間」として年4回設定し、市民への周知啓発を実施します。

また、広報誌による啓発はもとより、不法投棄が多い箇所に、不法投棄禁止看板やのぼり旗を設置し、未然防止を図ります。さらに、広域的対応と悪質な不法投棄にも対応できるように、鹿児島県や警察とも連携を図ることとします。

不適正処理対策としては、住民・事業者に対して、日頃から適正処理への協力や注意喚起を行うなど、地域一体となって取組むこととします。

2 市で処理できない適正処理困難物の周知

産業廃棄物や古タイヤ、消火器などの適正な処理が困難な廃棄物、また、農薬などの危険な廃棄物については、市では受け入れができないものですが、処理方法については、販売店や取扱業者へ持ち込むか、専門業者等（許可業者）へ処理を依頼するよう周知します。

本市では、受け入れができない主なものとしては、次に示すとおりです。

【例】 コンクリート廃材、スレート、廃木材、木の根、廃プラスチック、消火器、タイヤ、石膏ボード、バッテリー、断熱材、プロパンガスボンベ、瓦、スプリングベッド、スプリングソファ、レンガ、土、泥等

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理基本計画の基本方針

1 基本理念

本市は、第1次産業である農畜産業の盛んな大隅半島のほぼ中央に位置しており、鹿屋・串良・吾平地域を流域とする肝属川とその支流である串良川・始良川や、鹿屋地域西部を流れる高須川、輝北地域の菱田川水系の大鳥川などが流れています。

これらは、生活用水や農業用水としての利用など、地域にとって無くてはならない貴重な存在ですが、経済成長に伴う市民生活や事業活動による排水で大きな負荷を与えている状況にあります。

このようなことから、市民に対し生活排水対策の必要性について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標について、公衆衛生の向上はもとより河川の水質の改善を踏まえながら、生活排水に係る総合的な施策の指針とするものです。

2 基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を整備していくこととしますが、生活排水処理整備の基本方針については、次のとおりとします。

- (1) 本市においては、平成元年度から公共下水道が供用開始され、また、平成8年度から輝北町地域の一部（輝北町上百引地区）において農業集落排水施設が供用開始されており、今後はこの地域の接続率の向上を推進します。
- (2) 公共下水道の事業計画区域及び農業集落排水事業実施地区外については、合併処理浄化槽により処理します。
- (3) 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を設置している家庭については、生活排水の適正処理を進めるため、小型合併処理浄化槽への転換を推進します。

第2節 生活排水の処理状況

1 処理形態別人口の推移

本市における計画処理地域内人口は、毎年減少を続けている状態であるが、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口については、年々増加しており、今後も公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の普及により、生活排水未処理人口の減少を図り、生活排水処理の適正化を推進していく必要があります。

・ 処理形態別人口の推移	→資料編 P33 参照
--------------	-------------

2 し尿及び浄化槽汚泥排出状況

・ し尿及び浄化槽汚泥排出量	→資料編 P33 参照
----------------	-------------

3 収集・運搬

(1) 収集対象地域

本市全域（行政地域内全域）を収集対象地域としています。

(2) 収集体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集体制は、し尿及び浄化槽汚泥ともに、市が許可した業者が収集を実施しています。

(3) 手数料

市許可業者がし尿処理施設へ搬入する際には、処理施設ごとに料金を徴収しています。

(4) し尿処理施設の概要

次の処理体制で処理しています。

・し尿及び浄化槽汚泥収集体制及び処理施設	→資料編 P34 参照
・手数料	→資料編 P35 参照
・し尿処理施設の概要	→資料編 // 参照
・本市における生活排水処理・処分体系	→資料編 P36 参照

第3節 公共下水道事業概要

本市では、昭和56年度から公共下水道事業に着手し、鹿屋市公共下水道事業計画変更（第8期事業計画）に伴い、下水道計画区域745.7haのうち、市街地地区を中心に、令和6年3月31日現在692.25ha（全体計画の面積92.8%）が整備済みです。

なお、平成元年から供用開始され、処理地域人口の76.6%にあたる14,528人が水洗化人口となっています。

・公共下水道事業の概要	→資料編 P37 参照
-------------	-------------

第4節 集落排水・浄化槽事業概要

本市では、輝北町地域の一部（輝北町上百引地区）で、集落単位で排水処理を行う農業集落排水施設が導入されています。

小型合併処理浄化槽への転換については、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、設置者に補助金を交付しています。

今後も健全な水環境の保全と衛生的な生活環境を確保するために、効果的な生活排水処理対策に努めます。

・農業集落排水事業概要（輝北農業集落排水施設）	→資料編 P37 参照
・合併処理浄化槽設置基数及び整備助成事業実績概要	→資料編 // 参照

5 節 生活排水処理計画

1 公共下水道及び合併処理浄化槽等の処理計画

本市が、公共下水道及び農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備を行う地域については、地域特性や周辺環境、水源地の保全や地域住民の要望等を総合勘案して定めるものとしますが、現段階では以下のとおりとします。

(1) 公共下水道

近年の人口減少・少子高齢化、地域社会構造の変化等を踏まえ、公共下水道計画の見直しを行いながら、未普及地区解消に向けて、整備面積を拡大してきたところであり、今後においても、未普及地区解消に向けて、整備を図ってまいります。

(2) 農業集落排水施設

公共用水域の水質保全に寄与するために、農業集落におけるし尿、生活雑排水、汚泥などを処理する施設の機能維持を行うことで生活環境の改善を図ることを目的に、引き続き接続率の向上を推進します。

(3) 合併処理浄化槽

公共下水道の事業計画区域及び農業集落排水事業実施地区外においては、平成27年4月より新設補助を廃止いたしましたが、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から小型合併処理浄化槽への転換の補助額を十分に確保することで、転換設置をさらに推進していきます。

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 計画収集地域

本市では、現在し尿及び浄化槽汚泥とも行政区域内を収集対象地域としており、将来も現在と同様に、行政区域内全域を計画収集地域とします。

ただし、下水道処理地域内及び農業集落排水地域において、水洗化率100%となった地域においては除外するものとします。

(2) 収集・運搬体制

現在、し尿及び浄化槽汚泥とも本市許可業者が収集・運搬を行っています。

今後については、合併処理浄化槽人口は増加していくものの、単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口は減少していくことが想定され併せて公共下水道の普及に伴う下水道人口の増加により、現在の収集・運搬体制で十分対応ができるものと考えられます。

(3) 収集・運搬方法

現在、使用されているバキューム車に勝る収集・運搬方法は今のところ考えられていないので、将来もこの方法によるものとします。

(4) 最終処分

平成27年3月末の肝付東部衛生処理組合の廃止に伴い、鹿屋市衛生処理場を増設し、平成27年4月から鹿屋地域に加え串良地域、吾平地域のし尿及び浄化槽汚泥も鹿屋市衛生処理場で処理しています。輝北地域は曾於北部衛生処理組合へ委託しています。

し尿処理施設より発生する脱水し渣及び脱水汚泥等は、可能な限り安定化を図り、また、焼却施設による減容化を行った後、肝属地区清掃センター及び曾於市クリーンセンターの管理する一般廃棄物最終処分場で最終処分しています。当分の間は、現在の処理施設でそれぞれ処理していきます。

(5) 処理施設の整備に係る調整

肝付東部衛生処理組合の廃止に伴い、平成27年度より鹿屋市衛生処理場において、鹿屋市（鹿屋地域、串良地域、吾平地域）、肝付町、東串良町のし尿及び浄化槽汚泥を処理するために施設の増設を行ったところであり、鹿屋市衛生処理場施設の適切な維持管理に努めます。

今後のし尿及び浄化槽汚泥の排出量等や他の衛生処理組合の施設状況を勘案しながら、適正なし尿処理を継続するために処理施設の広域化・集約化などの調整の検討も必要となります。

3 処理計画達成のための諸施策

本計画においては、生活排水処理対策としての施設整備や助成制度の充実を図るだけでなく、普段の生活における工夫等市民の協力や認識を深めながら、水質浄化を進め、河川等の水環境を再生していく努力が不可欠になります。

このようなことから、本計画における生活排水処理事業については、まちづくり事業などの広域的な施策との関連を総合的に考慮しながら進めることとします。

そこで、本計画の円滑な推進のため必要な施策を以下に示します。

(1) 啓発活動により、自主的かつ実践的な市民運動の場を育成します。

このためには、市民と行政が一体となった啓発活動を行う必要があります。

ア 市民一人ひとりの意識高揚を図るため、広報、チラシ・パンフレット等を配布し、出前講座など地域ごとの講習会等を開催します。

イ 地域住民が身近な環境を認識できるよう、水性物質調査などの地域イベントの開催等を行います。

ウ 各種集会へ講師を派遣するなど、市民自らの環境学習を支援します。

(2) 企業等に対して、自ら行う事業活動に伴う排水が河川等に及ぼす影響を認識し、負荷軽減に努めるよう啓発を行い、環境保全への取組を進めます。

ア 企業担当者向けの研修会等を開催します。

イ アンケート等による意識調査等を行い意識啓発等に役立てます。

ウ 水環境への配慮に優れた企業等への表彰制度等の活用を推進します。

(3) 生活排水対策の必要性、浄化槽の適正管理の重要性について、市民に周知を図るために、これまでと同様に定期的な広報・啓発活動を実施するとともに、水質汚濁防止に係る諸施策や河川改修等による水辺環境整備、森林整備等に伴う水資源の保全等を行い、総合的な地域の生活排水の処理、河川にやさしい水づくりを推進します。

ア 各家庭での生活排水対策の実践を促進するために、誰でも簡単にできる「家庭でできる浄化対策」について広報などで情報提供を行います。

イ 公共下水道の整備区域において、今まで同様に未接続を解消するため引き続き戸別訪問を実施し、適正な処理の普及に努めていきます。

第4章 災害廃棄物処理計画

計画策定の趣旨

平成23年3月11日の東日本大震災をはじめ、県内外の様々な災害による教訓から、災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、事前に可能な限り対策を講じておくことが重要です。

地方公共団体が災害発生前に準備するための国の指針として、「災害廃棄物対策指針（平成26年）」（以下、「国指針」という）が新たに示されており、この指針において「地方公共団体は、本指針に基づき都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合を取りながら、処理計画の策定を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う」ことが求められています。

「鹿児島県災害廃棄物処理計画」（以下、「県計画」という）では、国の廃棄物対策指針に基づき、県内の市町村が被災地になることを想定し、組織体制、災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物処理対策に必要な事項とともに、支援側となった場合に想定される事項をあわせ、平成30年3月に計画としてとりまとめています。

「鹿屋市災害廃棄物処理計画」は、県計画を踏まえ、国の災害廃棄物対策指針等を参考として、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として策定しており、当該計画については、市ホームページで広く公表するとともに、今後は、地域防災計画の修正や本計画で対象としている大規模災害の被害想定等に変更があった場合等、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

資料編

目次

I ごみ処理

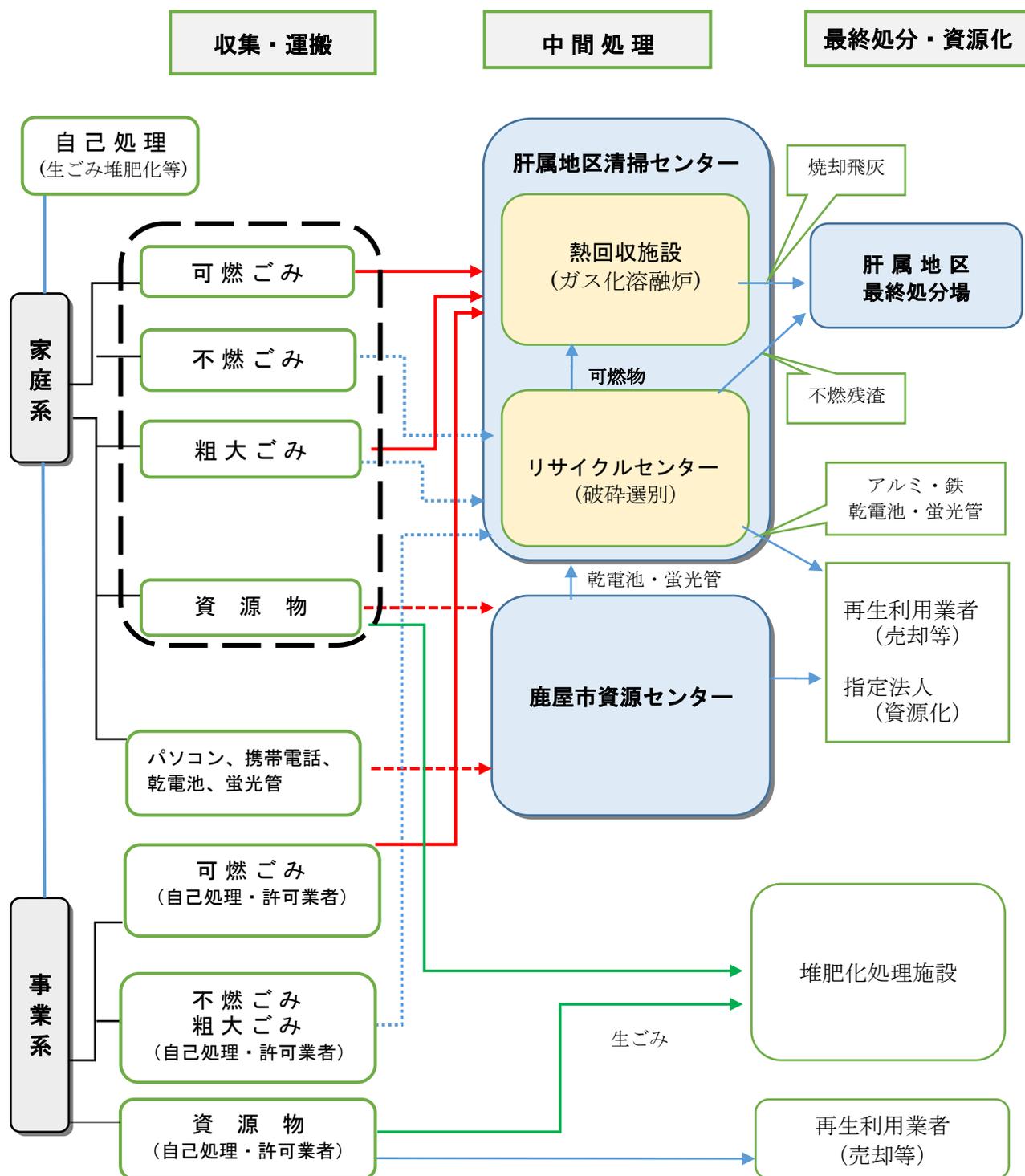
1	一般廃棄物の処理形態	27
2	本市の収集の現状	28
3	収集・運搬経費	28
4	中間処理施設の概要	29
5	ごみ発生量の推移	30
6	収集ごみの1人1日平均排出量	30
7	ごみ搬入の内訳	31
8	資源物搬入の内訳	32

II 生活排水処理の状況

1	処理形態別人口の推移	33
2	し尿及び浄化槽汚泥排出量	33
3	し尿及び浄化槽汚泥収集体制及び処理施設	34
4	手数料	35
5	し尿処理施設の概要	35
6	本市における生活排水処理・処分体系	36
7	公共下水道事業の概要	37
8	農業集落排水事業概要（輝北農業集落排水施設）	37
9	合併処理浄化槽設置基数及び整備助成事業実績概要	37

I ごみ処理

1 一般廃棄物の処理形態（令和6年4月1日現在）



● 家庭系ごみ ……ごみステーション収集 [破線内の補足説明]

【有料指定ごみ袋】
 ・可燃ごみ → 週2回
 ・不燃ごみ* → 月1回

【透明袋】
 ・資源物 → 月2回
 ・プラスチック類* → 月3回

*一部地区の収集回数は、不燃ごみ及びプラスチック類は2回/月

2 本市の収集の現状

分別形態	収集回数	収集方式	ステーション数 (箇所)	収集料金等	収集体制
可燃ごみ	2回/週	ステーション 方式	1,898	有料指定 ごみ袋	委 託
不燃ごみ※	1回/月				
資源物	2回/月			無	
プラスチック類※	3回/月			無	
蛍光管・乾電池	随 時	拠点方式	20	無	直 接

※一部地区の収集回数は、不燃ごみ及びプラスチック類は2回/月

(令和6年3月末現在)

3 収集・運搬経費

過去5年間の収集・運搬経費は、次のとおりです。

※家庭系のみ

区 分	単 位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
収集・運搬量	t/年	19,095	19,334	19,186	19,464	18,935
収集・運搬経費	千円/年	208,076	221,009	236,258	240,988	279,910

4 中間処理施設の概要

清掃センター

- 施設名称：肝属地区清掃センター
- 所在地：鹿屋市串良町下小原3893番地8
- 敷地面積：約76,000 m²
- 竣工：平成20年3月

◎熱回収施設

- 処理能力：128 t / 日 (64 t / 日 × 2 炉)
- 運転方式：1日24時間連続運転
- 燃焼設備：流動床式熱分解ガス化溶融炉
- 処理対象物：燃やせるごみ、リサイクルセンターからの可燃物
- 煙突：高さ59m

◎リサイクルセンター

- 処理能力：17.1 t / 日
- 運転方式：1日5時間運転
- 処理対象物：燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ

資源センター

- 施設名：鹿屋市資源センター
- 所在地：鹿屋市下高隈町4319番地1
- 処理対象物：資源物

5 ごみ発生量の推移

ごみの発生量は、やや減少傾向にあるものの横ばいで推移しており、令和5年度で31,068 tと3.3%の減少（前年比）となっています。

区分／年度	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政地域内人口	人	102,875	102,200	101,522	100,767	99,632
計画処理地域内人口	人	102,875	102,200	101,522	100,767	99,632
計画収集人口	人	102,875	102,200	101,522	100,767	99,632
ごみ排出量	t／年	32,502	33,142	31,711	32,135	31,068
家庭系ごみ	t／年	21,813	22,561	22,220	22,325	21,459
可燃ごみ	t／年	16,842	16,936	16,745	16,847	15,978
不燃ごみ	t／年	499	648	663	688	621
粗大ごみ	t／年	1,584	1,991	1,780	1,855	1,954
資源物	t／年	2,888	2,986	3,032	2,935	2,906
事業系ごみ	t／年	10,467	10,028	9,396	9,515	9,253
可燃ごみ	t／年	8,385	7,997	7,833	8,077	7,858
不燃ごみ	t／年	251	256	231	276	243
粗大ごみ	t／年	507	543	252	223	221
資源物	t／年	1,324	1,232	1,080	939	931
その他ごみ	t／年	222	553	95	295	356
可燃ごみ	t／年	114	211	15	219	314
不燃ごみ	t／年	1	3	1	2	1
粗大ごみ	t／年	106	339	65	59	34
災害ごみ	t／年	1	0	14	15	7

6 収集ごみの1人1日平均排出量

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集総量	t／年	19,095	19,334	19,186	19,464	18,935
収集計画人口	人	102,875	102,200	101,522	100,767	99,632
1人1日排出量	g／人・日	509	518	518	529	520

※家庭系のみ（直接搬入を除く。）

7 ごみ搬入の内訳

(単位：トン)

区分／年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	委託	15,947	16,048	15,917	15,914	15,027
	許可業者	8,001	7,635	7,561	7,728	7,466
	直接搬入	1,279	1,250	1,099	1,282	1,343
	合計	25,227	24,933	24,577	24,924	23,836
不燃ごみ	委託	369	408	367	362	381
	許可業者	80	73	69	126	96
	直接搬入	140	252	298	327	241
	その他	162	171	160	149	146
	合計	751	904	894	964	864
粗大ごみ	委託	0	0	0	0	0
	許可業者	141	172	182	164	167
	直接搬入	1,950	2,362	1,851	1,913	2,009
	合計	2,091	2,534	2,033	2,077	2,176
その他ごみ	委託	0	0	0	0	0
	許可業者	0	0	0	0	0
	直接搬入 (小計)	222	553	95	296	356
	可燃ごみ	114	211	15	219	314
	不燃ごみ	1	3	1	2	1
	粗大ごみ	106	339	65	59	34
	災害ごみ	1	0	14	16	7
合計	222	553	95	296	356	
合計	委託	16,316	16,456	16,284	16,276	15,408
	許可業者	8,222	7,880	7,812	8,018	7,729
	直接搬入	3,591	4,417	3,343	3,818	3,949
	その他	162	171	160	149	146
	合計	28,291	28,924	27,599	28,261	27,232

8 資源物搬入の内訳

(単位：トン)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ダンボール	収 集	222	273	301	295	276
	直接搬入	8	6	10	7	7
	合 計	230	279	311	302	283
新聞	収 集	318	264	257	231	194
	直接搬入	6	4	6	4	3
	合 計	324	268	263	235	197
雑誌類	収 集	412	438	435	406	395
	直接搬入	16	13	19	14	12
	合 計	428	451	454	420	407
紙パック	収 集	4	5	5	5	6
	直接搬入	0	0	0	0	0
	合 計	4	5	5	5	6
古繊維	収 集	185	219	216	187	186
	直接搬入	16	14	19	14	14
	合 計	201	233	235	201	200
空き缶	収 集	186	215	219	198	189
	直接搬入	15	16	21	16	6
	合 計	201	231	240	214	195
ビン	収 集	464	487	468	456	441
	生きびん	26	25	23	22	22
	直接搬入	14	12	13	12	13
	合 計	504	524	504	490	476
ペットボトル	収 集	240	258	271	283	284
	直接搬入	4	2	5	4	3
	合 計	244	260	276	287	287
容器包装 プラ	収 集	431	457	475	454	530
	直接搬入	2	2	4	4	0
	合 計	433	459	479	458	530
金属類	収 集	82	97	108	87	81
	直接搬入	0	0	0	0	0
	合 計	82	97	108	87	81
小型家電	収 集	30	56	70	52	59
	直接搬入	8	13	14	11	10
	合 計	38	69	84	63	69
生ごみ	収 集	179	166	161	152	155
	直接搬入	1,324	1,231	1,080	939	931
	合 計	1,503	1,397	1,241	1,091	1,086
蛍光管	直接搬入	4	3	3	3	3
乾電池	直接搬入	16	17	17	18	16
合計	収 集	2,779	2,960	3,009	2,828	2,818
	直接搬入	1,433	1,333	1,211	1,043	1,018
	合 計	4,212	4,293	4,220	3,874	3,836

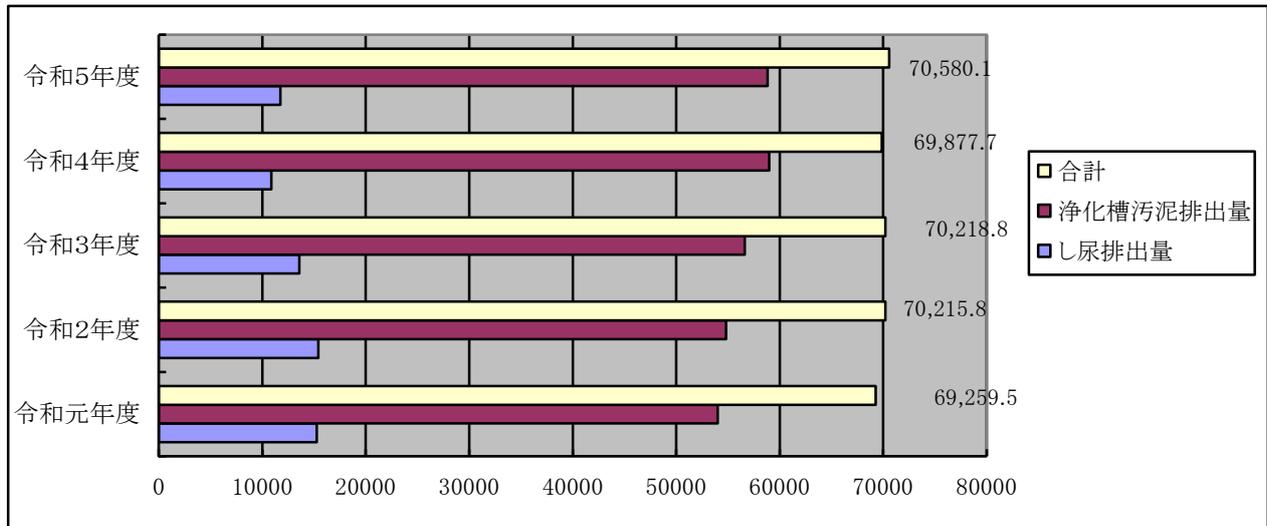
II 生活排水処理の状況

1 処理形態別人口の推移

(単位：人)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画処理地域内人口 (行政地域内人口)	101,722	101,176	100,350	99,514	98,442
1 生活排水処理人口	74,806	75,464	75,220	74,118	75,050
(1) 公共下水道	14,320	14,465	14,484	14,289	14,528
(2) 農業集落排水事業	670	636	630	624	597
(3) 合併処理浄化槽	59,816	60,363	60,106	59,205	59,925
2 生活排水未処理人口	26,916	25,712	25,130	25,396	23,392
(1) 単独処理浄化槽	19,368	18,666	18,183	18,896	17,976
(2) 非水洗化人口	7,548	7,046	6,947	6,500	5,416

2 し尿及び浄化槽汚泥排出量



※ 家庭から排出されるし尿の汲み取り量で、浄化槽汚泥排出量は増加傾向となっています。

主な要因としては、近年、家庭トイレ等の水洗化に伴い、し尿の汲み取りから公共下水道や家庭用浄化槽へ移行してきているとともに、平成12年から単独処理浄化槽の製造が全廃され、合併処理浄化槽が普及してきたことによる、浄化槽汚泥引抜量が増加したと考えられます。

(単位:K0)

項目		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鹿屋地域	(1)し尿排出量		12,021.1	12,289.9	10,629.7	8,023.2	9,031.3
	(2)浄化槽汚泥排出量		43,803.2	43,999.7	45,835.9	47,981.6	47,093.6
	合計		55,824.3	56,289.6	56,465.6	56,004.8	56,124.9
串良地域	(1)し尿排出量		1,737.6	1,565.3	1,505.5	1,513.1	1,363.0
	(2)浄化槽汚泥排出量		5,110.5	5,587.2	5,696.9	5,964.3	6,766.2
	合計		6,848.1	7,152.5	7,202.4	7,477.4	8,129.2
吾平地域	(1)し尿排出量		779.0	826.2	733.7	694.5	661.5
	(2)浄化槽汚泥排出量		3,922.6	4,065.8	3,955.1	3,837.3	3,895.4
	合計		4,701.6	4,892.0	4,688.8	4,531.8	4,556.9
輝北地域	(1)し尿排出量		726.2	725.0	725.7	663.2	686.9
	(2)浄化槽汚泥排出量		1,159.3	1,156.7	1,136.3	1,200.5	1,082.2
	合計		1,885.5	1,881.7	1,862.0	1,863.7	1,769.1
し尿排出量合計			15,263.9	15,406.4	13,594.6	10,894.0	11,742.7
浄化槽汚泥排出量			53,995.6	54,809.4	56,624.2	58,983.7	58,837.4
総合計			69,259.5	70,215.8	70,218.8	69,877.7	70,580.1

3 し尿及び浄化槽汚泥収集体制及び処理施設

地域	収集体制	収集業者名	初回許可年度	処理施設
鹿屋地域	市許可	鹿屋衛生管理センター(株)	昭和 52 年度	鹿屋市 衛生処理場
		(株)西日本浄化サービス	昭和 60 年度	
串良地域		(株)大隅衛生鹿屋	平成 27 年度	鹿屋市 衛生処理場
			昭和 49 年度	曾於北部 衛生処理組合
吾平地域		(株)肝属環境サービス	平成 27 年度	鹿屋市 衛生処理場

4 手数料

市許可業者がし尿処理施設へ搬入する際には、処理施設ごとに料金を徴収しています。

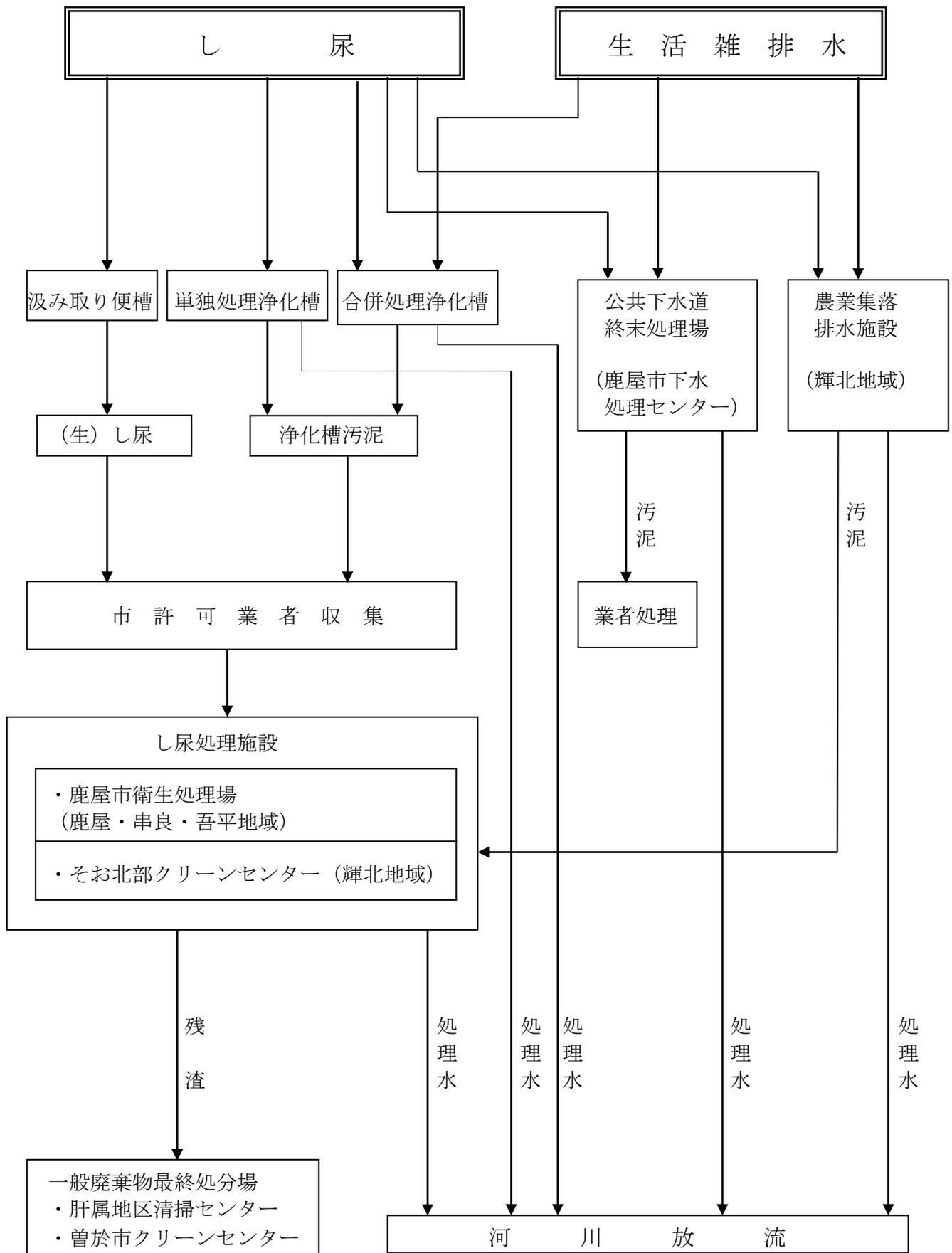
地域	手数料
鹿屋地域	18ℓあたり 3円＋消費税
串良地域	
吾平地域	
輝北地域	1,800ℓあたり 300 円＋消費税

5 し尿処理施設の概要

平成 27 年 4 月から、鹿屋地域に加え串良地域、吾平地域のし尿及び浄化槽汚泥も鹿屋市衛生処理場で処理しています。輝北地域は曾於北部衛生処理組合へ委託しています。

施設名称	鹿屋市衛生処理場	曾於北部衛生処理組合
所在地	鹿屋市川東町 6982 番地	曾於市大隅町月野 1467 番地
対象地域	鹿屋市（輝北地域を除く）、 肝付町、東串良町	曾於市、志布志市（松山地区）、 鹿屋市（輝北地域）
計画処理能力	220kℓ／日	81kℓ／日
処理方式	標準脱窒処理方式 ＋高度処理	膜分離高負荷脱窒素 ＋高度処理
設置年月	平成 11 年 3 月 (平成 27 年 2 月増設)	平成 10 年 4 月
放流水	肝属川	菱田川

6 本市における生活排水処理・処分体系



7 公共下水道事業の概要

項目	全体計画区域		事業計画区域(第8期)	
下水道計画区域	745.7ha		745.7ha	
目標年次	令和27年度		令和12年度	
排除方式	分流式		同 左	
下水道計画人口	20,100人		21,800人	
	(行政地域内人口:82,900人)			
家庭汚水量原単位	日平均	2850/人・日	日平均	2850/人・日
	日最大	3550/人・日	日最大	3550/人・日
計画汚水量	日平均	8,500 m ³ /日	日平均	9,000 m ³ /日
	日最大	10,300 m ³ /日	日最大	10,900 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法		同 左	
放流先	肝属川		同 左	
放流水質	BOD	SS	同	左
	10.3mg/L	10mg/L		

8 農業集落排水事業概要(輝北農業集落排水施設)

項目	数 値
計画人口	1,470人
計画戸数	429戸
処理人口	597人(令和5年度)
事業区域面積	49ha
処理能力	397 m ³ /日
総汚水処理量	64,105 m ³ (令和5年度)

9 本市の浄化槽設置数

(単位：基)

	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	単独処理浄化槽	12,534	11,778	11,768	12,093	11,946
	合併処理浄化槽	17,211 (13,109)	17,822 (13,375)	18,386 (13,568)	19,144 (13,772)	19,845 (14,013)
	計	29,812 (13,109)	29,600 (13,375)	29,590 (13,568)	31,237 (13,772)	31,791 (14,013)

* () は小型合併処理浄化槽助成基数(5~10人槽)

鹿屋市一般廃棄物処理基本計画
令和7年（2025年）3月発行
編集・発行 鹿屋市市民生活部生活環境課
〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
電話番号：0994-31-1115（直通）